

3章 被保険者

1 被保険者

(1) 被保険者の概念

介護保険は社会保険であり、一定の要件に該当する者は法律上当然に被保険者となる。介護保険の加入は強制加入となる。保険制度に加入して、保険料を納付するとともに、その保険の目的である保険事故が発生した場合に、保険金等の保険給付（損害等の補填）を受け取る主体のことを被保険者という。



KEYWORD 保険者

介護保険の運営責任を担う主体を保険者という。保険者は市町村および特別区である。

※例外的に「広域連合」や「一部事務組合」も保険者となることがある。

(2) 被保険者の資格要件

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	要介護者、要支援者	要介護者・要支援者のうち、老化に起因する特定の疾患（16疾患）によるもの



POINT

第1号被保険者：市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満、医療保険加入者。

2 被保険者資格の取得と喪失

介護保険の被保険者資格は、介護保険を適用すべき原因となる事実が発生した日に、資格の取得ができる（事実発生主義）。

(1) 資格取得の時期（法第10条）

年齢到達の場合 (誕生日の前日)	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が40歳に達したとき
住所移転の場合 (当日)	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき 住民である40歳以上65歳未満の医療保険加入者、65歳以上の者が適用除外施設を退所（退院）したとき（施行法第11条第2項）
生活保護法の被保護者から医療保険加入になった場合 (当日)	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者が医療保険加入者となったとき（生活保護法の保護停止による国民健康保険の適用除外の非該当等）
被保護者が65歳に達した場合 (誕生日の前日)	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者が65歳に達したとき



POINT

【遡及適用】

介護保険の被保険者資格は、仮に資格取得の届出がなされない場合においても、被保険者の資格要件を満たしていることが判明すれば、その事実発生の日まで遡って被保険者資格を取得したものとして取り扱う。

【被保険者資格の取得】

被保険者資格の取得は原則『当日』であるが、年齢到達時の被保険者資格取得は『誕生日の前日』となる。

(2) 資格喪失の時期（法第 11 条）

『翌日』に喪失	<ul style="list-style-type: none">・被保険者が、その市町村の区域内に住所を有しなくなったとき・当該市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者または 65 歳以上の者が適用除外施設に入所（入院）したとき・被保険者が死亡したとき
『当日』に喪失	<ul style="list-style-type: none">・市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったとき・第 2 号被保険者が医療保険加入者でなくなったとき



POINT

被保険者資格の喪失

被保険者資格の喪失は原則として『翌日』である。例外として、上記 2 つの理由にて『当日』に喪失する。

3 介護保険の適用除外

一定の施設（適用除外施設）に入所・入院している者は、介護保険の被保険者としないことになっている。被保険者として取り扱わない理由としては3つあげられる。

- ・長期に継続して入所・入院している人が多いため、介護保険サービスを利用する可能性が低い。
- ・当該施設が介護に相当するサービスをすでに提供している（重度の障害者の入所が想定されているため）。
- ・第2号被保険者（介護保険の対象）である、40歳以上の人が多く入所している実態がある。

根拠法	適用除外施設
障害者総合支援法	指定障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者である療養介護を行う病院
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	障害者支援施設
児童福祉法	医療型障害児入所施設
	医療型児童発達支援を行う医療機関
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	国立ハンセン病療養所等の療養病床
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
生活保護法	救護施設
労働者災害補償保険法	被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業にかかる施設



CAUTION

生活保護法に基づく「更生施設」は適用除外施設には該当しない。